



進む組織の空洞化

係長の空席ポスト全国で313に増加

専門員等は108ポストが空席

今回ユニオンが行った「空席ポスト実態調査」は、事務所・出張所の係長ポストと専門員などのポストの空席状況調査です。昨年と同様の調査を行っており、全国で昨年は172の係長ポストが空席でしたが、今年は313もの係長ポストが空席になっており、今年も明らかに増えています。今年も空席ポストの数は昨年の2倍近くに増えており、組織的には、事務所係長138(81)ポスト・出張所係長175(91)ポスト・職種の別には、事務系132(95)ポスト・技術系181(77)ポストになっております。空席ポストは、係長の他専門員などや局係長・官ポストにもみられております。専門員等は(108)81のポストが空席しております。そして、これらの空席ポ

増員要求に臨め

「ユニオンは、今年の四半期人事の終了後、係長・専門員等ポストの空席状況を調査しました。今号ではその内容についてお知らせいたします。」

全国係長等空席ポスト実態 2015. 4

		事務所 (本院)	出張所 (地測)	専門員 など
東北	事務	0	6	
	技術	0	5	
北陸	事務	0	20	0
	技術	12	23	3
関東	事務	0	9	3
	技術	7	6	42
中部	事務	6	14	1
	技術	9	22	5
近畿	事務	20	19	11
	技術	39	18	17
中国	事務	11	11	1
	技術	17	5	20
四国	事務	5	8	0
	技術	4	6	3
九州	事務	1	0	2
	技術	0	1	0
地理	事務	0	2	
	技術	7	0	
合計	事務	43	89	18
	技術	95	86	90

ストは事務所・出張所間の併任で急場をしのいでいる実態です。その一方で本省・本局が増員されている実態もあります。業務の実働部隊である「係長ポスト」(専門員等も)に欠員があることはその分課長・出張所長や他の職員が労働強化になっていることは明白です。当局的都合で併任を掛けられた職員自身も、今までの以上の労働強化になります。

併任には厳しい縛りがあります

「複雑・多様化する業務内容、減る人員」の構造は今後も続きます。休日出勤や昼夜を渡らないメール攻撃、いつ被告席にあげられるかもしれない管理責任の追及など、職場の管理職員の労働強化も強まることはあっても弱くなることはありません。そして現在のように職場に多くの「空席ポスト」のある実態は、これまで培ってきた技術の継承や人材育成が出来ない職場環境を作り、このことは結果的に行政サービスの低下をもたらしているといえます。

当局にこうした「空席ポスト」の指摘をすると当局は「併任」で解決しているがごとき説明をしています。併任の縛りがあり、安易に「併任辞令」を乱発できないことになっています。(裏面下段に続く)

(併任ができる場合)

人事院規則8-12の35条ニ
「併任によって当該職員の職務遂行に著しい支障がないと認められる場合には、真にやむを得ないものに限りとする。」として、何でも「併任」出来るものでないことを規定しています。

(併任制度の運用の適正化についての通知)

引き続き長期にわたって併任官職の業務に専ら従事させるような形態の併任をできる限り解消していくよう努めてください。
本務官署から遠隔地にある官署(本務官署から概ね60キロメートル以上離れた官署をいう。)に属する官職への併任については真にやむを得ないものに限りとするなど適正な運用に努めてください。



『戦争法案』に自然成立はありません

勝負は参院・衆院での強行採決をさせない世論作り

9月21日から国連に行く安倍首相の

最大のアメリカ力土産が安保法制だ

7月15日の委員会強行採決、翌16日の衆議院本会議での強行採決の結果、「戦争法案」は衆議院を通過し、参議院に送られました。一部のマスコミは「60日ルール」などを説明し、「戦争法案」が自然成立するような宣伝を行っていました。

しかし、この「戦争法案」は予算案や条約と異なり「自然成立」がありません。政府・与党が戦争法案を成立させるには参院での強行採決か、衆院で強行再議決を許さない国民世論が圧倒的多数となり、内閣支持率をさらに下落させる状況をつくれれば、この「戦争法案」は廃案に追い込めるのです。

多くの憲法学者、研究者や歴代元内閣法制局長官などがこの「法案」が違憲であることからその成立に反対の声をあげています。また、「戦争法案」の衆院通過を受けて、毎日新聞が7月17、18日に行った全国世論では、安倍内閣の支持率は35%で、第2次安倍内閣発足後で最低となっています。不支持率は51%と初めて半数に達しました。そして今回の与党の

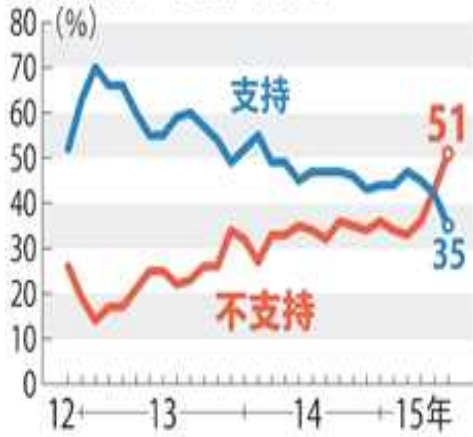
強行採決については「問題だ」との回答が68%で、「問題ではない」の24%を大きく上回っています。さらに、「戦争法案」に「反対」は62%、「賛成」は27%と賛否の差が広がっています。

今後の国会日程は、24日の参院本会議で特別委員会が設置され、27日の本会議で戦争法案の趣旨説明と質疑、28、29両日には特別委員会での質疑がそれぞれ行われる見通しとなっています。「9月14日からの週に法案をあげ（成立させて）、

21日から国連へ行くときの最大のアメリカ力土産が安保法制だ。必要があれば60日ルールも使う」ある自民党関係者は安倍政権が狙う戦争法案成立のシナリオについてこう述べています。

国民世論を無視し国民主権を踏みじり立憲主義を破壊する安倍政権の暴走を食い止めなければなりません。そのためには、今私たちが出来ること、学習会や集会への参加「戦争反対署名」の集約など全て実行しないため「奮闘」しましょう。

安倍内閣の支持率推移



「60日ルール」とは

憲法59条1項は法案が成立する基本原則を定め、「(衆参)両議院で可決したとき法律となる」としています。つづいて同条2項は、衆院で可決した法案を参院が否決した場合について、この法案を衆院で再び3分の2以上の多数で再可決したときは、それによって法律となると規定し、衆院の優越を定めました。

そのうえで、同条4項は、衆院で可決され参院へ送られた法案を、参院が受け取ってから60日以内に議決しないとき、衆院は参院がその法案を「否決したもの」とみなすことができる」としています。「否決とみなす」ためには、そのための議決を行います。これが「60日ルール」です。

法案成立の原則は衆参両院の意思の合致である以上、参院で徹底審議が進んでいるとき、その審議を尊重するのが当然ですし、衆院が参院の審議を一方的に打ち切るような、「60日ルール」の運用の仕方は、熟慮と再考の機会を保障した二院制の存在意義を、力で否定することになります。「60日ルール」の適用は例外中の例外であり、その乱用は厳に戒めるべきです。

国民の安全・安心を守るのは、国の義務

(表面より続く) こうした多くの「空きポスト」を職場に生み出している原因は、言うまでもなく連年にわたる大幅な定員削減にあります。増員要求に關して内閣人事局は昨年2月、2012年「公務員を減らせ」という声はどこにもない。公務員をもっと減らせという声だけだ」と高圧的に要求を行っている。それは憲法

法で保障された「生存権をはじめとした国民の生命・財産を守るべき国の義務を投げ捨て、それらを「儲けの対象」とする財界やその尻馬に乗って騒ぎ立てている一部の議員・御用学者の主張であって、東日本大震災をはじめ、近年数多く発生している自然災害の中で、その復興のため患直に活動する公務員の評価は高く、少なくとも国土交通省特に地方整備局の組織の拡充と増員を求める声が上がってきています。2012年にユニオンや国土交通労働等で行った請願活動では、535もの自治体が、地方整備局・事務所機能の拡充組織の増」を採択しているのが事実です。当局にも、自信を持って「増員」要求をしてほしいものです。